

令和5年度埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務委託

2 業務の目的

プラスチック資源回収モデルの実証試験等を通じて得られる解析結果等に基づいて、市町村等が導入すべきプラスチック資源の回収モデルの提案等を行うことで、プラスチック資源の循環利用を推進する。

3 契約期間

契約の日から令和6年3月15日(金)まで

4 業務内容

(1) プラスチック資源の回収実証試験の実施等

ア 実証試験の提案

県内の市町村等（以下「モデル市町村等」という。）において製品プラスチック等を回収し、リサイクルする実証事業を予定している。昨年度までの実証試験結果等を踏まえ、市町村の負担を考慮しつつ、製品プラスチック等の効率的な回収対象品目・回収場所・回収方法について、事業案を提案すること。合わせて、製品プラスチック等の回収量を増加させるための広報方法等について提案すること。なお、実証期間は県がモデル市町村等と調整のうえ決定するが、数か月を想定している。

イ 実証試験の調査等

県が用意する回収箱を対象市町村の回収場所に設置し、実証終了後に回収するとともに、実証試験で回収した製品プラスチック等の素材、重量の計測等の詳細な調査を行うこと。併せて、調査に必要な素材判別装置を購入すること。

ウ 実証実験における広報資料等の作成

実証試験の実施に当たり、対象住民への広報に使用する資料・データやアンケート等を作成する。なお、資料は製品プラスチック等の回収量を増加させるため、住民の回収への参加を促し、回収対象品目がわかりやすいものとする。

(2) プラスチック資源の循環利用モデル案の提案等

ア 循環利用モデル案の提案

モデル市町村等のプラスチックごみの最新の回収方法や処理方法、必要経費等を整理するとともに、実証試験結果等を踏まえ、市町村向けの製品プラスチックの資源循環モデル案について提案すること。

イ 循環利用モデルに係る市町村提供資料（案）の作成

製品プラスチック等の資源循環モデル案に係る市町村向け資料（案）を作成すること。

ウ 埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームへの参加及び提供資料（案）の作成

当事業で得られた成果等について、埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームで共有を予定している。当該プラットフォームに参加するとともに（開催は3回程度を予定）、提供資料（案）を作成すること。

エ 文献調査等の実施

埼玉県及びその周辺（県境市町村から運搬が可能な範囲を想定）における製品プラスチック等のリサイクル事業者に関する調査を行い、市町村等が回収した製品プラスチック等の委託を検討する際の参考とできるような資料を作成すること。

その他、製品プラスチック等のリサイクル等について、最新の事例等に係る文献調査等を実施すること。

5 打合せ

3回以上（業務着手前、中間報告、納品時、その他県が必要と認める場合）

6 納品物

本業務完了に伴う納品物は、データファイル及び素材判別装置とする。データファイルはPDF形式の外、ワード、エクセル等発注者の指示に基づく形式で納品するものとする。

7 納品場所

埼玉県環境部資源循環推進課（埼玉県庁第三庁舎2階）

8 その他

（1）調査データ等の機密保持

- ① 本事業により得られた調査データ等すべてについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- ② 本事業により得られた調査データ等の使用、保存、処分には、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。

（2）その他

- ① この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- ② 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。
- ③ 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から県に帰属する。